

後期高齢者医療制度 令和6年度の保険料をお知らせします

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
役場町民課 国保医療給付係 ☎42-2633

■7月に令和6年度の保険料額を通知します

令和6年度の保険料額と支払い方法が記載された**保険料額決定通知書**を**保険証**に同封して郵送します。

[保険料の計算方法]

均等割 【1人あたりの年額】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得－最大43万円)×11.79%	=	1年間の保険料 (限度額80万円)
-------------------------------------	---	--	---	-----------------------------

令和6年度には、限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります

- 令和6年3月末日までに資格を取得した方については、賦課限度額を73万円とします。
- 令和6年度の賦課の基準となる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率を10.92%で保険料を算定します。

■保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法は、**保険料額決定通知書**に書かれています。

年金からの天引き（特別徴収）と**納付書での窓口払い（普通徴収）**があります。

口座振替払いに変更することもできますので、希望される方は、役場町民課へご連絡ください。

■口座振替払いに変更される場合の注意事項

①納める時期と1回の納付金額が変わります。

支払い方法	納める時期と回数	
口座振替 (普通徴収)	時期	7月から翌年3月
	回数	年9回
	振替日	各月25日
年金天引き (特別徴収)	時期	8月から翌年6月
	回数	年6回
	振替日	年金支給日

② 家族の方の口座から振替されるようにした場合、確定申告の際に社会保険料控除される方は、その口座名義の方になります。

■保険料の軽減 ー手続きは不要です

①均等割の軽減

ご本人と世帯主（加入者ではない世帯主も含む）の方の所得に応じて、均等割を軽減します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
43万円+10万円 ×(給与所得者等の数－1)以下	7割	15,885円
43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下	5割	26,476円
43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下	2割	42,362円

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減の特別措置として、所得割がかからず、2年間のみ均等割が5割軽減されます。

※「被用者保険」とは、協会けんぽなどの健康保険のことで、松前町の国民健康保険などは含まれません。

令和5年度に年金天引きされていた方でも、令和6年度は納付書で納めなければならない方もいます。必ず保険料の支払い方法を確認してください。(事例)本人や世帯員の収入に大幅な増減があった場合など)